

総合計画実施計画（平成19～20年度）策定方針

1 策定の趣旨

この計画は、本市が目指す「市民一人ひとりが輝く、活力あふれる新しい宇都宮の創造」に向け、時代潮流の変化や本市を取り巻く社会経済の動向に的確に対応する、効果的・効率的な行政経営を展開していくため、施策・事業を今後どのように実施していくかを明らかにし、もって予算編成及び事務執行の指針とするために策定する。

2 基本認識

【本市を取り巻く状況】

我が国の景気は、企業収益の改善や個人消費の緩やかな増加などにより、回復を続けており、県内地域においても、全体的に緩やかに回復していると見られている。

本市財政においては、このような状況のもと、税収増が期待できる一方で、国の「三位一体の改革」に伴う地方特例交付金などの減収や、扶助費や物件費などの増加が見込まれることなどから、投資的経費を十分に確保していくことが困難な見通しとなっている。

一方で、少子・高齢化の急速な進展や、それに伴う人口減少などの様々な社会構造の変化、あるいは、人々の価値観の多様化などの時代潮流の中で、子どもの健全育成をはじめとして、中心市街地の賑わいの創造、経済・産業の活性化などの緊急かつ重要な行政課題が山積している状況にある。

このように、極めて厳しい行財政運営を迫られている中においても、本市が将来に渡って持続的に発展していくためには、社会経済環境の変化を的確に捉えながら、取り組むべき行政課題の緊急性、重要性を更に検証し、効果や効率性の視点から施策・事業を今まで以上に厳しく精査・選択していく必要がある。

【市町合併への対応等】

現在、周辺町との合併に向けた動きが具体化しており、その中で、新市の一体性の確立と均衡ある発展に向けたまちづくりの基本方針や主要な施策・事業を明らかにする「合併市町村基本計画」を策定することとなる。

このため、今回の実施計画策定にあたっては、「合併市町村基本計画」の進捗状況を見極めながら、計上する施策・事業の見直しを行う必要がある。

3 策定にあたっての基本的な考え方

今回の実施計画は、前述の基本認識を踏まえながら、以下のとおり策定を進めることとする。

(1) 計画の構成と期間について

構成：事業計画及び財政計画

期間：平成19～20年度（2か年）

市町合併に伴い、実施計画策定の与件となる財源フレームの大幅な変動や事業計画の内容変更などが見込まれることから、今回は現行実施計画（平成18～20年度）の時点修正とし、策定期間は平成19年度から平成20年度までの2か年間とする。

(2) 今回の計画の位置付け

現在、本市のまちづくりの方向性を示している「第4次総合計画基本構想」（目標年次：平成22年）のもと、平成18年で終了年次を迎える「第4次総合計画改定基本計画」の検証などを踏まえながら、新たに「第5次総合計画」の策定を進めている。また、「合併市町村基本計画」についても策定を進めていくこととなる。

こうしたことから、今回の実施計画は、これらの計画を踏まえて策定する計画と位置付ける。

4 施策・事業選択の考え方

前述の策定にあたっての基本的な考え方を踏まえ、以下の2点を基本として、施策・事業を選択していくこととする。

(1) 既定計画を踏まえた策定

現行実施計画を基本とした必要最小限の見直し

今回は、前述のとおり現行実施計画の時点修正であることから、必要最小限の見直しを行うことにより策定することとする。

具体的には、計画に計上する事業のうち、外的要因によるスケジュールの変動や国の補助制度変更による財源計画の見直し、市町合併を見据えた事業内容の見直し等、事業計画に大きな変更があるものを、主たる検討対象事業とする。

時代の潮流の変化に的確に対応する新規の施策・事業の選択

少子・高齢化の進展やそれに伴う人口の減少など、時代の潮流の変化に伴って生じている行政課題に対しては、市民ニーズなどを十分に把握・分析した上で、大きな効果が期待できる新規の施策・事業について、その緊急性や重要性、事業熟度等を見極めた上で計上することとする。

具体的には、第5次総合計画の策定作業等を通じて導出されているまちづくりの課題(別紙参照)の解決に資する施策・事業を基本とする。

(2) 施策・事業の最適化

行政評価結果等の有効活用とスクラップ・アンド・ビルドの徹底

限りある経営資源を効果的に活用していくためには、「選択と集中」により施策・事業の最適化を図る必要がある。

そのため、施策・事業の優先化、重点化にあたっては、施策評価や事務事業評価結果、及び市民意識調査結果などを十分に活用することとする。

また、継続的に進めてきた施策・事業については、これらを踏まえて、改めて原点に立ち返って厳しく評価を行い、所期の目的を達成した事業の統廃合や事業量の調整など、徹底した見直しを行うとともに、新規の施策・事業については、スクラップ・アンド・ビルドを基本として計上することとする。

市町合併の動向の反映

市町合併後の全市域を対象とする施策・事業については、「合併市町村基本計画」をはじめとした、今後の周辺町との協議の動向を踏まえた上で計上することとする。

5 計画策定にあたって重点的に検討を行う事項

より効率的で質の高い行政サービスの提供を目指すため、行政経営指針などを踏まえ、特に新規等の施策・事業については、次の事項について十分に検討を行った上で策定することとする。

(1) 事業実施主体のあり方の精査

市民・NPO・民間事業者等との役割分担について十分に検討するとともに、民営化や外部委託等、民間活力の積極的な導入に努める。

(2) 市民協働による事業実施

個々の事業計画の作成にあたっては、市民の意向・要望の把握と反映に努めるとともに、事業推進の段階においては、市民と十分に情報の共有化に努める。

(3) 既存施設の有効活用

施設の多目的利用や用途見直し、長寿命化などを進めることにより、既存ストックの最大限の有効活用を図る。

(4) 柔軟な発想による事業の企画立案

規制緩和や補助制度の弾力的な活用が図れるよう、構造改革特区・地域再生制度を積極的に活用する。

また、関連部局との緊密な連携を図るとともに、他自治体との広域的な連携の可能性についても検討する。

(5) 国・県との連携の強化

施策・事業の効果的かつ着実な推進に向け、国・県との連携を強化するとともに、情報の収集、把握や、新たな補助制度の創設や既存制度の改善などの働きかけに努める。

6 策定スケジュール

7月28日(金)	策定説明会
8月23日(水)	各部局実施計画提出期限
9月中旬～10月上旬	行政経営部・総合政策部協議
10月中旬～	政策会議
10月下旬	各部局への内示
12月下旬	庁議付議

【第5次総合計画の策定作業等を通じて導出されているまちづくりの課題】

(1) 「都市自治の確立」

市民活動の促進・支援や身近な行政の推進など，住民自治の充実強化を図るとともに，市民と行政の協働による社会の形成を推進する。

(重点課題) ・ 市民の主体的なまちづくり活動の促進

活動主体となる人材・組織の育成強化

コミュニティ活動の拠点の整備

団塊世代の大量退職に対する対応 等

・ 市民と行政が緊密な信頼関係を持てる協働の仕組みづくり

市民協働のルールづくり・ネットワークづくり 等

(2) 「個性と創造性を育むまちづくり」

自らの個性を伸ばし多様な能力を発揮できる環境づくりとともに，多くの市民が積極的に社会に参加し，心豊かで生き生きとした生活を送ることができるまちづくりを推進する。

(重点課題) ・ 全ての市民が生涯を通じて個性を伸ばし豊かな人間性(人間力)を身に付けられる教育環境の充実

家庭と地域の教育力向上のための取り組み

地域とともに歩む魅力ある学校づくり 等

・ 次代を担う青少年の健全育成のための環境づくり

青少年の居場所づくりの推進

ニート問題への対応 等

(3) 「健康で幸せなまちづくり」

多様化する子育てニーズに対応する育成環境の整備とともに，高齢者や障がい者など誰もが地域の中で，健康で自立して生活できる環境づくりや社会参加活動の機会づくりを推進する。

(重点課題) ・ 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

子育て・子育ての環境づくりの推進

子どもの療育環境の向上 等

・ 市民の誰もが健やかに生きがいを持ちながら生活できる環境づくり

食育の推進

高齢者・障がい者等の自立促進

地域主体の健康づくりの推進・地域福祉力の向上 等

(4)「安全で快適なまちづくり」

子どもから大人まで全ての人が安全で安心して快適に暮らすことのできる都市の実現とともに、環境負荷の少ない循環型社会や、人と自然が共生できる社会の形成を推進する。

(重点課題) ・市民が犯罪被害に遭うことなく、交通面などにおいても安全性の高いまちづくり

*地域における防犯体制の確立と地域主体の防犯活動の推進
交通事故の発生抑制 等*

・ごみの発生抑制・減量化・資源化の推進

「もったいないうつのみや運動」の推進 等

・市民との協働による自然環境の保全や緑の拠点づくり

*里山・樹林地の保全、都市緑地の保全
民有地緑化の推進 等*

(5)「豊かさで活力のあるまちづくり」

先端技術・高度技術産業の誘致・集積の促進とともに、地域資源を生かした農業・商業・観光などの産業の振興を推進する。

(重点課題) ・企業ニーズや産業構造の変化等に対応した産業の振興

次世代モビリティ産業の集積

起業家・ベンチャー企業の創出、産業交流機能の強化 等

・地域資源を生かした魅力ある産業の振興

地産地消の推進

シティーセールスの推進

「おもてなし運動」の推進・都市観光の充実 等

(6)「機能的で秩序あるまちづくり」

中心市街地における土地の高度利用や都心居住機能・公共公益機能の導入など高次な都市機能を備えた賑わいと活力あるまちの再生とともに、様々な市民活動や産業活動を支える総合的な交通体系を確立する。

(重点課題) ・多様な高次の都市機能の集積とともに、人・もの・情報・文化が活発に交流する都心部の活性化

J R 宇都宮駅東口地区の整備の推進

馬場通り中央地区・西地区の整備の促進

都心居住の推進・回遊性の向上 等

・居住機能の整った日常生活の場にふさわしい周辺地域拠点の整備

雀宮駅周辺地域の整備の推進 等

・まちづくりと連携を図った、誰もが手軽に利用できる公共交通網の整備

L R Tを含む総合的な交通体系の整備

都市計画道路の整備 等